

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年5月15日

【会社名】 マラヤン・バンキング・ベルハッド  
(Malayan Banking Berhad)

【代表者の役職氏名】 リー・イー・ホワン  
(Lee Yih Hwan)  
グループ企業財務担当者  
(Group Corporate Treasurer)

【本店の所在の場所】 マレーシア クアラルンプール50050  
ジャラン・トゥン・ペラック100  
メナラ・メイバンク14階  
(Level 14, Menara Maybank, 100, Jalan Tun Perak,  
50050 Kuala Lumpur, Malaysia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 吉井 一浩

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1061

【事務連絡者氏名】 弁護士 安西 明毅  
弁護士 井上 譲  
弁護士 村尾 侑己  
弁護士 山崎 真理

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1450

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 マラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019) 398億円  
マラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019) 90億円  
マラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019) 60億円

【発行登録書の内容】

提出日	2018年6月8日
-----	-----------

効力発生日	2018年6月16日
有効期限	2020年6月15日
発行登録番号	30 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実績合計額		0円	減額総額	0円

## 【残額】

5,000億円

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

## 【残高】

該当事項なし。

(発行残高の上限 - 実績合計額  
+ 償還総額 - 減額総額)

## 【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

## 【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【社債（短期社債を除く。）の募集】

<マラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019)>

以下は、マラヤン・バンキング・ベルハッドが発行するマラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019)（以下「本社債」という。）について記載されている。

銘柄	マラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019)（注）		
記名・無記名の別	-	券面総額又は振替社債の総額	398億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	398億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	年0.27%
利払日	毎年5月21日および11月21日 （ただし、最終の利払日は 2022年5月20日）	償還期限	2022年5月20日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年5月15日	払込期日	2019年5月21日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内の本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」において定義される。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

## 振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 本「1社債(短期社債を除く。 )の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019)>」において、振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれるものとみなされる。

## 公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報(もし可能であれば)ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。かかる公告はかかる掲載の日になされたものとみなされ、もし2回以上または異なる日に掲載された場合は、最初の掲載日になされたものとみなす。本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。 )の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人(下記「財務代理人とその職務」において定義される。 )がこれを行うものとする。

## 引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間の2019年5月15日付の元引受契約に従い共同主幹事会社により連帯して買取り引受けされ、一般に募集される。ただし、共同主幹事会社は、下記の販売制限に従って本社債の募集または売付けをする。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.20%に相当する日本円建の金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
H S B C証券会社東京支店	東京都中央区日本橋三丁目11番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		39,800	

## 販売制限

- (1) 各共同主幹事会社は、以下の事項を表明し、合意している。
- (a) 本社債の発行、引受けもしくは買取り、または本社債の引受けもしくは買取りの勧誘は、直接か間接かを問わず、本社債の引受けまたは勧誘を受けることができ、かつ発行された本社債がマレーシアの2007年資本市場およびサービス法（随時改正済み。以下「CMSA」という。）の別表8または第257条(3)と併せて参照されるCMSAの別表6第一部もしくは第229条(1)(b)およびCMSAの別表7第一部もしくは第230条(1)(b)に該当することとなる者に対してのみ行うことができる。
- (b) 発行登録追補目論見書またはその他の本社債に関する勧誘書類もしくは資料は、本社債の引受けもしくは勧誘を受けることができ、かつ発行された本社債がCMSAの別表8もしくは第257条(3)と併せて参照されるCMSAの別表6第一部もしくは第229条(1)(b)およびCMSAの別表7第一部もしくは第230条(1)(b)に該当することとなる者に対して回覧または配布される場合を除き、直接か間接かを問わず、マレーシア所在の者に対して回覧または配布されてはならない。
- (2) 本社債は、合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。以下「証券法」という。）またはアメリカ合衆国ならびにその準州および属領（以下「合衆国」という。）におけるいかなる州もしくはその他の法域の証券法に基づいても登録されておらず、かつ今後も登録されず、合衆国においてまたは米国人（証券法に基づくレギュレーションS（以下「レギュレーションS」という。）において定義される。）に対して、その計算でもしくはその利益のために、（ ）その分売の一環として行う場合はいかなるときも、また（ ）それ以外の場合は、本社債の公衆に対する募集開始または払込期日のいずれか遅い方から40日後までの間、レギュレーションSの規則903に従う以外に募集および販売してはならない。本「販売制限 - (2)」で使用する用語は、レギュレーションSにおいてかかる用語に対応する英語の用語に与えられている意味を有する。

## 財務代理人とその職務

本社債については社債の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行・支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2019年5月15日付の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関連業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付される財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職するものとする。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対し公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも財務代理契約および社債の要項において当初から財務代理人として記載されていたのと同様に、退任する財務代理人の地位を承継し、それと代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関が発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合には、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

## 利息支払の方法

(1) 本社債の利息は2019年5月22日（その日を含む。）から2022年5月20日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法 - (1)」第三段落の規定の制限に従う。）、毎年5月21日および11月21日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。ただし、最終の利息は、2021年11月22日（その日を含む。）から2022年5月20日（その日を含む。）までの期間について2022年5月20日に支払う。

6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、かかる未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019)> - 利率」に定める利率による利息が支払われる。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、発行会社から受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に有している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えないものとする。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等上認められない場合は、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - I. (3)元利金の支払い - (ハ)」に従い最終の公告を行った日以後14日を超えない。

(2) 本社債の利息の支払場所は、下記「摘要 - I. (3)元利金の支払い」に記載されるとおりとする。

## 償還の方法

(1) 本社債は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2022年5月20日に本社債の金額と等しい金額で償還される。

(2)( ) 本社債は、税務事由（以下に定義される。）が生じた場合に、発行会社の選択により、財務代理人に対しおよび上記「公告の方法」に従い本社債権者に対し、30日以上60日以内の通知（当該通知は取消不能とする。）を行うことにより、その全部（一部は不可）をいつでも償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、その時に本社債に関し支払期限が到来したとすれば、発行会社が追加額（下記「摘要 - I. (4)税制上の理由による追加の支払い」において定義される。）を支払う義務を負

うこととなる、または(場合により)かかる措置を行うこととなる最も早い日から90日よりも前に行うことはできない。

本「償還の方法 - (2) - ( )」に従い償還の通知を公告するに先立ち、発行会社はその代理人としての財務代理人に対し、( )発行会社がかかる償還を行う権利を有する旨および発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す事実を記載し、( )定評ある独立の法律顧問による、発行会社が当該変更または改正の結果、当該追加額の支払義務を負っているまたは負うことになる旨の意見書を添付した、発行会社の取締役2名により署名された証明書を提出しなければならない。財務代理人は、かかる証明書を上記の前提条件が成就した十分な証拠として受諾する権利を有するものとし、この場合、当該証明書は最終的なものとなり、本社債権者に対して拘束力を有する。

本「償還の方法 - (2) - ( )」に従い償還される本社債は、本社債の金額と等しい金額に(適切な場合は)償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して償還される。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019)>」において、「税務事由」とは、

- (a) 本社債の発行日以後に有効となった、関連法域主体(下記「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」において定義される。)の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、本社債に基づき期日が到来する次の支払いにおいて、発行会社が下記「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」に規定または言及された追加額の支払義務を負っているまたは負うことになる場合で、かつ、
  - (b) かかる支払義務が、発行会社が利用可能な合理的な手段をとっても回避できない場合をいう。
- ( ) 発行会社が下記「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額の支払義務を負うこととなり、税務に関して定評ある独立の法律顧問の意見によれば、発行会社がマレーシア法上、当該追加額の全部または一部の支払いを禁じられる場合、発行会社は、財務代理人に対し、発行会社が当該追加額の支払義務を負うにもかかわらず、マレーシア法上当該追加額の支払いを禁じられる旨および償還予定期日を記載した書面による通知をした上で、実務上可能な限り速やかに、ただし( )発行会社に追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生または( )当該マレーシア法が有効となる日のいずれか遅い方から40日目の日までに、本社債の全部(一部は不可)を、本社債の金額と等しい金額に償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して(ただし、適用あるマレーシア法の制限の下で)償還する。かかる通知には、発行会社が当該追加額の支払義務を負うこととなり、かつ、その支払いがマレーシア法上禁じられている旨ならびにかかる禁止および償還の義務の原因となった事実および事情を合理的な範囲で詳細に記載した発行会社の取締役2名により署名された証明書ならびにそれに関する定評ある独立の法律顧問の意見書を添付しなければならない。発行会社は、本社債の金額と等しい金額および経過利息(ただし、当該追加額は除く。)の支払いをなした後は、本社債の元利金についてのいかなる新たな義務からも免責されるものとする。

本「償還の方法 - (2)」に基づいて提供される証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日後1年が経過するまでの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は、本「償還の方法 - (2)」に基づいて財務代理人に対して行ういかなる通知も償還予定期日の少なくとも30日前までに行い、かかる償還予定期日の少なくとも14日前までにこれを本社債権者に対して公告する。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

- (3) 発行会社、その子会社（以下に定義される。）または発行会社の関連会社（以下に定義される。）は、公開市場等においていかなる方法かついかなる価格でも本社債を随時買入れることができる。ただし、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除く。買入れが公開買付けにより行われる場合は、公開買付けはすべての本社債権者が同様に参加できるようにしなければならない。発行会社および/またはその子会社により買入れられた本社債（通常の事業の過程において買入れられたものを除く。）は、消却されなければならない、そのため再発行または再売却することはできない。発行会社の関連会社（その子会社を除く。）により買入れられた本社債は、保持、再発行、再売却、または発行会社もしくはかかる発行会社の関連会社の選択により、消却することができる。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019)>」において、

「子会社」および「関連会社」とは、2016年マレーシア会社法においてかかる用語に与えられている意味を有する。

「通常の事業の過程」とは、発行会社またはその関連会社が第三者のために行う活動を含み、発行会社または関連会社の資金のために行われる活動を除く。

- (4) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

## 担 保

本社債は物上担保によって担保されていない。

## 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「財務上の特約 - (1)担保提供制限」の制限の下で）無担保の債務であり、いかなる時も、本社債相互の間で優先劣後することなく同順位である。本社債に基づく発行会社の支払義務は、適用ある法令に規定された例外を除き、また下記「財務上の特約 - (1)担保提供制限」の制限の下で、いかなる時も、発行会社の現在および将来の他の一切の無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である。

## 財務上の特約

### (1) 担保提供制限

本社債に未償還残高がある限り、発行会社は、関連債務（以下に定義される。）を担保するために、発行会社の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、許容担保権（以下に定義される。）を除き、抵当権、負担、質権、先取特権またはその他の形態の負担もしくは担保権（以下、それぞれを「担保権」という。）を設定せず、また存続させないものとする。ただし、これと同時にまたはこれに先立って以下の場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 本社債に基づく発行会社の債務が関連債務と同等の順位および比率をもって担保される場合、または

(b) 下記「社債権者集会」に従い特別決議（下記「社債権者集会」において定義される。）により承認されたその他の担保権が付与される場合。

本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」において、

「関連債務」とは、( )その条項により、リングgit以外の通貨により支払われ、またはリングgit建でその元金総額の50%超が当初マレーシア国外で発行会社によりもしくはその授権に基づき分売され、かつ、( )マレーシア国外の証券取引所、店頭市場またはその他の証券市場において相場がたち、

上場されまたは通常取引が行われている、ノート、債券、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックまたはその他の有価証券に関する、現在もしくは将来の一切の債務または現在もしくは将来の債務に係る一切の保証をいう。

「カバード・ボンド法」とは、マレーシアのまたはマレーシア域内の管轄権を有する当局が公表した、カバード・ボンドの発行に関するあらゆる法律、指令、規制または規則をいう。

「許容担保権」とは、カバード・ボンド法に関連しておよびカバード・ボンド法に従って関連債務を担保するために、または、カバード・ボンドの債権者に上位の請求権を付与するべく構成された発行会社の原資産もしくは収入の特定のプールについてのみ債権者が遡及権を有する関連債務を担保するために、発行会社の現在または将来の事業、資産または収入の一部に設定された一切の担保権をいう。

本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」に基づき担保権が本社債に対して付与される場合、発行会社は、本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」および適用ある法令に従い、かかる担保権の設定および対抗要件の具備のために合理的に必要な一切の措置をとるものとする。かかる担保権が設定され、かつ、対抗要件が具備され次第、発行会社は、かかる担保権が、本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」および適用ある法令に従い適法かつ有効に設定され、かつ、対抗要件を具備している旨の公告を、上記「公告の方法」に従い行うものとする。かかる担保権の設定、対抗要件の具備、維持および執行に関する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## (2) その他の事項

該当事項なし。

なお、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「摘要 - I. (1)債務不履行事由」を参照。

## 社債権者集会

- (1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる本社債権者は財務代理人に対し保有証明書（下記「摘要 - I. (1)債務不履行事由」において定義される。）を呈示するものとする。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日の少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。ただし、社債の要項の修正については、本社債に基づく本社債権者の権利の放棄を除き、発行会社の同意を必要とする。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

- (2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定める規定に従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額の合計に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において呈示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を呈示しなければならない。さらに、当該本社債権者は、発行を受けた保有証明書を振替機関または当該本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開いている関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

- (3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総額の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議を要する。
- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務不履行によって生じた義務の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）、
  - (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為、
  - (c) 担保権の付与、および
  - (d) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上をそれぞれ保有する者でなければならない。）（以下「代表本社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更。
- 「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総額の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総額の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。
- 社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。
- (4) 本「社債権者集会」に従って行われた決議は、すべての本社債権者に対し、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の認める限度で拘束力を有し、その執行は代表本社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

### 準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として日本国東京都の弁護士吉井一浩氏を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所のその時々住所（現住所：日本国〒100-8136東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人がなんらかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所

在のある後任の権限あるかか受取人を指名し、かつ、かかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対し、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟もしくはその他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

発行会社は、本社債に関して、管轄権または強制執行からの主権免除またはその他の免除および同様の防御を主張する権利を無条件かつ取消不能の形で放棄し、また、救済措置の付与または送達等の手続（手続に関連して出された命令または判決の、何らかの財産（その用途または予定されている用途の如何を問わない。）に対する強制履行または強制執行を含むが、これらに限定されない。）について、無条件かつ取消不能の形で同意する。

日本において得られた判決のマレーシアにおける効力は、以下のとおりである。

現在日本とマレーシアの間で判決の相互執行に係る合意は存在しない。

現行のマレーシアの法律の下では、マレーシアが判決の相互執行に係る協定を結んでいない海外の法域（日本を含む。）の裁判所において発行会社に対するある一定の額について受けた判決は、かかる判決が確定判決である場合で、かつ以下のすべてに該当するものである限り、正当な訴状の送達の後、マレーシアの裁判所の裁量により、債務に係る訴訟としてマレーシアの裁判所において執行のための申立をすることができる。

- (a) マレーシアの公の秩序に反していない判決。
- (b) 不正若しくは強要により、又は自然的正義に反する方法で下され又は取得されていない判決。
- (c) 税金若しくはその他類似の課徴金の支払又は罰金若しくはその他の違約金の支払に関して直接的又は間接的に対象としていない判決。
- (d) 当該法域において管轄権を有する裁判所の判決であり、原裁判所における被告であった判決債務者が訴訟に対して防御することができるだけの十分な時間をもってかかる訴訟の通知を受け取った場合。
- (e) 完全に履行されていない判決。
- (f) 原裁判所の国における執行によって遂行される可能性のある判決。
- (g) 当事者の間で確定された判決。
- (h) ある一定の額に係る判決。
- (i) かかる法域の当局によって課された刑法又は制裁を実施することを直接的又は間接的に意図していない判決。
- (j) かかる事件について管轄権を有している裁判所による確定判決に優先されない判決。
- (k) 登録の申請を行った者に委ねられている判決。

## 摘 要

### 1. その他の社債の要項

#### (1) 債務不履行事由

以下に掲げる一または複数の事由（以下、それぞれを「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し継続している場合、下記のとおりとする。

- (a) 支払懈怠： 本社債につき、支払期日が到来した利息の支払いに不履行があり、かかる不履行が7営業日（下記「摘要 - 1. (3)元利金の支払い」において定義される。）の間継続する場合
- (b) その他の不履行： 発行会社が社債の要項に基づく（上記(a)以外の）義務の履行または遵守を怠り、かつ、（かかる不履行または不遵守が治癒できない場合で以下に記載される継続または通知

が要求されない場合を除き) 本社債権者により発行会社のために行為する財務代理人に対してその本店においてかかる不履行または不遵守の治癒を要求する通知(振替機関または口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書(以下「保有証明書」という。))が添付されるものとする。)の送達がなされた後30日の間かかる不履行または不遵守が継続する場合

- (c) クロス・アクセラレーション: ( )発行会社の借入金債務(以下に定義される。)が債務不履行(どのように規定されているかを問わない。)により、満期より前に期限が到来した場合、( )発行会社が借入金債務についての支払いを支払期日においてもしくは(場合により)当初適用された支払猶予期間内に行わなかった場合、または( )他のいかなる者の借入金債務についてであっても、発行会社が付与した保証および/もしくは補償に基づいて期限が到来した支払いについて、発行会社による不履行があった場合(ただし、借入金債務またはその他の関連する期限が到来した未払いの負債の金額が、個別で、または上記( )から( )に記載のその他すべての事由(もしあれば)に関連するその他の借入金債務および/またはその他の期限が到来した未払いの負債と合計(重複部分は除く。))した場合に、少なくとも50,000,000米ドル(またはその他の通貨で表示した場合はこれに相当する金額)に達しない場合は、本(c)に記載の事由は債務不履行事由とはならない。)
- (d) 発行会社の清算: 発行会社の清算または解散について、管轄権を有する裁判所により命令が下された、または有効な決議が可決された場合
- (e) 支払不能: 発行会社はその事業のすべてもしくは実質的にすべてを停止した場合(特別決議により予め承認を受けた条件による組織再編を目的とする場合を除く。)、期限が到来する発行会社の債務(もしくはいずれかの種類の発行会社の債務)についての支払いを停止し、もしくは停止するおそれがあり、もしくは支払不能となり、もしくは支払不能であることを認めた場合、もしくは適用ある法に従いもしくは適用ある法との関係で発行会社の債務について支払不能とみなされた場合、または破産もしくは支払不能の宣告を受けた、もしくはそれらの判決がなされた場合
- (f) 担保の実行: ( )適用ある清算、支払不能、和議、会社更生もしくはその他類似の法律に基づき発行会社に対する手続が開始された場合、または発行会社、発行会社の事業もしくは資産の全部もしくは重要な一部について、管理その他のための管財人、管理者、財産管理人もしくはその他類似の役職者の選任のための申立てが行われ(もしくは書類が裁判所に提出され)、もしくは管理その他のための管財人、管理者、財産管理人もしくはその他類似の役職者が選任された場合、担保権者が発行会社の事業もしくは資産の全部もしくは重要な一部の占有を取得した場合、または発行会社の事業もしくは資産の全部もしくは重要な一部に対して自教的差押え、強制執行、差押え、仮差押えもしくはその他の手続が課され、執行され、申立てにより取得されもしくは実施された場合であって、かつ、( )かかるいずれの場合も(財産管理人の選任の場合を除く。)、関連する会社により手続が開始された場合を除き、60日以内に解除されない場合であり、( )ただし、本(f)が発行会社のみ資産の一部に関係する場合には、当該一部が少なくとも50,000,000米ドル(またはその他の通貨で表示した場合はこれに相当する金額)に達する場合
- (g) 違法性: 発行会社が本社債に基づく一または複数の義務を履行もしくは遵守することが違法である、または将来違法となる場合
- (h) 類似事由: 関連する法域における法に基づき、上記(a)ないし(f)に記載のいずれかの事由と類似の効果を有する事由が発生した場合

本社債権者は、発行会社に対して財務代理人の本店において書面による通知をなすことにより(当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を呈示しなければならない

い。)、かかる通知を財務代理人が受領した日をもって、当該本社債権者が保有する本社債について直ちに期限の利益を喪失する旨を宣言することができ、当該本社債は、いかなる種類の呈示、要求、申立てまたはその他の通知を必要とすることなく、当該本社債の金額と等しい金額に、償還期日までの経過利息(もしあれば)を付して直ちに支払われるものとする。

( )上記(b)ないし(g)に掲げる事由(上記(b)ないし(f)に掲げるいずれかの事由と類似の効果を有する上記(h)に掲げる事由を含む。)のいずれかが発生した場合、または( )時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかが発生することとなる事態が生じた場合、発行会社は、直ちに(ただし、上記( )の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに)、かかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、上記「公告の方法」に従ってその旨を本社債権者に対し公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生した場合、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が生じた場合において、かかる事由もしくは事態が上記(a)に掲げる猶予期間の満了後も継続している場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対し上記「公告の方法」に従って公告する。

本「摘要 - I. (1) 債務不履行事由」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本「摘要 - I. (1) 債務不履行事由」において、「借入金債務」とは、ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックもしくはその他の有価証券または借入金のためのまたはこれらに関する債務(元金、プレミアム、利息またはその他の金員のいずれであるかを問わない。)をいう。

## (2) 代 位

発行会社または(適用ある場合)以前に代位した会社は、本社債権者の同意なくいつでも、他の会社と新設合併し、他の会社に吸収合併され、または、その全部の資産および事業を連帯する一または複数の会社(かかる会社には発行会社の子会社もしくは関係会社または発行会社の承継会社を含む。以下「代位者」と総称する。)に譲渡、移転もしくは処分し、本社債に基づく主債務者としての発行会社を代位者に代位させることができる(かかる新設合併もしくは吸収合併または資産および事業の譲渡、移転もしくは処分ならびにかかる代位を、以下「代位」と総称する。)。ただし、代位は以下の場合にのみ生じるものとする。

- ( ) 上記「摘要 - I. (1) 債務不履行事由」に基づく債務不履行事由が発生しておらず、継続していない。
- ( ) 代位者が、租税との関係における代位者の居住地国および(それと異なる場合は)設立国の法域主体(またはその法域主体のもしくはその域内の課税権限を有する当局)によって、代位がされていなかったとしたら各本社債権者に課されていなかったであろう、本社債に関して各本社債権者に課された一切の公租公課、源泉徴収、控除または政府賦課金につき、代位に関する公租公課または政府賦課金および費用とともに、各本社債権者に対し補償することに合意している。
- ( ) 代位者が発行会社の承継会社または発行会社からその全部の資産および事業の移転を受け本社債に基づく主債務者として連帯して責任を負うこととなる一もしくは複数の会社である場合を除き、本社債に基づく代位者の債務が、発行会社もしくはその承継人または発行会社から合わせてその全部の資産および事業の移転を受けた各会社(以下「保証人」と総称する。)により、無条件かつ取消不能の形で保証される(かかる保証を、以下「本保証」という。)
- ( ) 本社債が有効で法的拘束力を有する強制執行可能な代位者および保証人の債務を表章することを確保するために実施され、充足され、行われる必要のある一切の行為、条件および事項(必要な同意の取得を含む。)が実施され、充足され、行われており、完全に効力を有している。

- ( ) 代位が、振替法および振替機関業務規程等によって許容されており、発行会社または(場合により)代位者が、振替法および振替機関業務規程等に基づき要求されるすべての必要な手続を行っている。
- ( ) 代位者が、適切な必要となる改訂を経て、あたかも当初から当事者であったかのように、財務代理契約の当事者となっており、または財務代理人および(適用ある場合)保証人と財務代理契約を新たに締結している。
- ( ) 上記( )に記載の各法域で証券実務を行う主要な弁護士または法律事務所から、本「摘要 - 1. (2) 代位」の上記の条件の充足に関する本社債権者宛ての法律意見書が財務代理人に交付されている。
- ( ) 代位が、発行会社または発行会社の債務に格付を付与している国際的に認知されたいずれの格付機関による本社債の格付に対しても悪影響を与えない。
- ( ) 発行会社が、代位に関する上記の、またはその他本社債権者にとって重要であると合理的にみなされうる、一切の書類(案文であるか最終版であるかを問わない。)の写しが、財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供される旨を記載したかかる代位に関する事前通知を14日前までに財務代理人に対して行い、かつ、公告を本社債権者に対して行っている。

本「摘要 - 1. (2) 代位」に従い効力を生じた代位により、発行会社または以前に代位された一切の会社は義務を免れ、本社債権者は、本社債を保有することにより、これに対し明示的に同意する。また、本社債権者は、本社債を保有することにより、本「摘要 - 1. (2) 代位」に従い付与された本保証の利益を享受することに対し明示的に同意する。代位者がマレーシアまたはマレーシア内の法域以外の法域の法律に基づいて設立された法人である場合、上記「償還の方法」および下記「摘要 - 1. (4) 税制上の理由による追加の支払い」において「マレーシア」とは、爾後、かかる法域を指すものとみなす。

本保証が付与された場合、上記「摘要 - 1. (1) 債務不履行事由 - (a)および(b)」に記載の事由はかかる本保証が完全に効力を有していないこと(またはそのように保証人が主張すること)を含むものとみなされる。さらに、本保証は、(A)保証人に関して上記「摘要 - 1. (1) 債務不履行事由」と同じ条件の本社債に関する債務不履行事由(ただし、上記「摘要 - 1. (1) 債務不履行事由 - (a)」に記載の本社債の利息の支払いの懈怠とは、本保証に基づく支払いの懈怠をいうものとする。)、(B)上記「本社債の地位」の形式による本保証に関する規定、(C)上記「償還の方法 - (3)」の形式による保証人に関する規定、および(D)上記「財務上の特約 - (1)担保提供制限」の形式による本保証に関する担保設定制限を含むものとする。

上記( )に記載の法律意見書は、財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供される。

本「摘要 - 1. (2) 代位」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

### (3) 元利金の支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、(振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する)財務代理人により、振替法および振替機関業務規程等に基づいて、本社債権者に対し、当該本社債権者が機構加入者である場合には直接、その他の場合には口座管理機関を通じて行われる。上記にかかわらず、(当該支払代理人の資格において行為する)財務代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行の営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本社債権者は翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受ける

権利を有せず、またかかる支払いの遅延に伴う追加利息またはその他の追加支払いを受ける権利も有しない。

- (八) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、（当該支払代理人の資格において行為する）財務代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨ならびに支払方法および支払期日の公告を行う。かかる受領の時点でかかる支払方法または支払期日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人はかかる受領ならびに決定された範囲内でかかる支払方法および支払期日の公告を行い、後日、その決定後速やかに、かかる支払方法および/または支払期日について、本社債権者に対して公告を行う。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

#### (4) 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社による本社債の元金または利息の支払いはすべて、関連法域主体によりまたは関連法域主体のために、現在または将来課せられまたは賦課されるいかなる性質の公租公課または政府賦課金（以下「租税」という。）のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされるものとする。ただし、法により、租税の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が行われた後に本社債権者が受領する純額を、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債について受領できたであろう元金および利息の各金額に等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、下記のいずれかに該当する場合、本社債について追加額は発行会社により支払われない。

- (a) 単なる本社債の保有以外で関連法域主体とならんかの関係を有することを理由として、本社債に関する租税の支払義務を負う本社債権者によりまたはかかる者のために保有された本社債についての追加額、または
- (b) （本社債の社債券（以下「本社債券」という。）が発行されている場合に限り）関連日（以下に定義される。）から30日を超えた後に支払いのために呈示された本社債についての追加額（ただし、本社債権者が、かかる30日の期間の末日（その日が営業日であるとした場合）に支払いのために本社債券を呈示すれば追加額を受領する権利があったであろう場合を除く。）。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019)>」において、

「関連日」とは、本社債の元金または利息の支払期日が最初に到来した日をいう。ただし、支払われるべき金員の全額がかかる支払期日以前に財務代理人によって適正に受領されなかった場合は、かかる金員の全額が受領され、その旨の公告が上記「公告の方法」に従って本社債権者に適正になされた日をいう。

「関連法域主体」とは、マレーシアもしくはその下部行政区画もしくはそれらもしくはそれらの域内の課税の権限を有する当局、または発行会社が行う本社債の元金および利息の支払いに関して発行会社が服することとなる課税の権限を有するその他の法域主体もしくはその下部行政区画もしくはそれらもしくはそれらの域内の当局をいう。

- (ロ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019)>」において元金または利息には、本「摘要 - I. (4)税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - I. (4)税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## (5) 本社債券の不発行

本社債券は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他の事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令および市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の当初発行に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## (6) 時効

本社債の支払請求権の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

## (7) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

## (8) 通貨の補償

本社債の元利金または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは補填されたいかなる金額も日本円建てで受領したまたは補填された金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対し、( )かかる判決もしくは命令(またはその一部)のために日本円のコストがかかる日本円以外の通貨で表示された金額に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と、( )かかる判決もしくは命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の認める範囲で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有するものとする。

## (9) 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲において、社債の要項の修正および変更は、不明確な条項の明確化、誤りのある条項に関する訂正もしくは補足、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に付与された権利もしくは権限の放棄を目的とする場合に限り、または、発行会社が必要かつ望ましいとみなし、かつ、本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないその他の方法においてのみ、本社債権者の同意なしに加えることができる。当該修正または変更は、その後実務上可能な限り速やかに、上記「公告の方法」に従い、発行会社の費用負担により、本社債権者に対し通知されるものとする。

## (10) 日本における課税

日本の居住者である個人及び内国法人が支払を受ける、本社債の利息、本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額(以下「発行差益」という。)及び本社債の譲渡による所得は、日本の租税に関する法令の定めるところにより一般的に日本国の課税対象となる。

日本の非居住者である個人及び外国法人が支払を受ける本社債の利息及び発行差益は、原則として日本の課税対象とはならない。他方で、日本国内に恒久的施設を有する、日本国の非居住者個人又は外国法人が支払を受ける本社債の利息、発行差益及び本社債の譲渡による所得が、当該非居住者個人又は外国法人の有する日本国内の恒久的施設に帰属する場合には、かかる利息、発行差益及び当該譲渡により生ずる所得は日本国の租税の課税対象となる。かかる非居住者個人及び外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、限定され又は免除されることがある。

## (11) マレーシアにおける課税

本社債に関する発行会社による一切の支払は、マレーシアにより若しくはマレーシア域内で、又はマレーシアの若しくはその域内の課税当局により、現在又は将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる種類の税金、徴税金又は課徴金（その性質の如何を問わない。）を課されず、これらのため又はこれらを理由とする源泉徴収又は控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合はこの限りではない。この場合、発行会社は、社債権者による受領金額が、かかる源泉徴収又は控除がなければ本社債権者が受領しえたであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、本社債の発行書類において規定される支払いを行わない場合には、本社債に関しては支払われないものとする。

### 源泉徴収税

1967年マレーシア所得税法（その後の改正を含む。）の第109条(1)に従い、支払人がマレーシアにおいて生じる利息を、マレーシアの居住者であることを支払人が不知であるその他の者へ支払う義務がある場合（マレーシアにおいてその他の者により行われる事業に起因する利息の場合を除く。）、支払人は、かかる利息（承認された貸付に対する利息又は同1967年所得税法の第1部別表第6第33項、第33A項、第33B項、第35項若しくは第35A項に定める種類の利息を除く。）の支払又は入金を行う際に、かかる利息に適用ある税率での税金を控除しなければならない。したがって、非居住者に支払われる本社債から生じる利息には15%の源泉徴収税率が課される。ただし、本社債は、マレーシアにおいて銀行業に従事し、かつ2013年金融サービス法に基づき認可を受けた発行会社により発行されるため、マレーシアの非居住者に対して本社債に基づき支払われる利息は、1967年所得税法の第1部別表第6第33項に基づき非課税である。

### キャピタル・ゲイン課税

課税対象資産の購入日から指定期間内の不動産又は不動産会社株式（以下「課税対象資産」という。）の売却により課される不動産売却益税に関連する場合を除き、マレーシアにおいて、キャピタル・ゲインに対する課税はない。本社債は不動産売却益税上の課税対象資産とはみなされないため、マレーシアにおいて、本社債の売却から生じるキャピタル・ゲインに対する課税はない。

### 贈与税又は相続税

マレーシアには贈与税も相続税もない。

### 印紙税

2000年印紙税（免除）命令（第23号）（2005年印紙税（免除）（改正）命令（第3号）による改正を含む。）では、1993年マレーシア証券委員会法の第32条（現在の2007年資本市場及びサービス法の第212条）に基づきマレーシア証券委員会により承認されたディベンチャー（社債）の発行、募集若しくは購入、又は募

集若しくは購入の勧誘、及び当該ディベンチャーの譲渡に関連するあらゆる証書は、印紙税を免除される旨が規定されている。かかる免除は本社債を対象とする。

## ． 信用格付

### (1) 登録された信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からAの格付を2019年5月15日に取得した。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、格付対象の発行体およびJCRが正確で信頼すべきであると確信する情報源からJCRが入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

## (2) 無登録信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）からA3の格付を2019年5月15日に取得した。

ムーディーズは、信用格付業を行っているが、本書提出日現在、金融商品取引法第66条の27に基づく登録がなされていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）である。無登録格付業者は、金融庁の監督および金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズは、そのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、ムーディーズは、上記登録を受けた信用格付業者の特定関係法人（内閣府令第116条の3第2項において定義される。）である。ムーディーズの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、公表されている。

## &lt; マラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019) &gt;

以下は、マラヤン・バンキング・ベルハッドが発行するマラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019)（以下「本社債」という。）について記載されている。

銘 柄	マラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019)（注）		
記名・無記名の別	-	券面総額又は振替社債の総額	90億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	90億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	年0.34%
利払日	毎年5月21日および11月21日	償還期限	2024年5月21日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年5月15日	払込期日	2019年5月21日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内の本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」において定義される。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

## 振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 本「1社債(短期社債を除く。 )の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019)>」において、振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれるものとみなされる。

## 公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報(もし可能であれば)ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。かかる公告はかかる掲載の日になされたものとみなされ、もし2回以上または異なる日に掲載された場合は、最初の掲載日になされたものとみなす。本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。 )の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人(下記「財務代理人とその職務」において定義される。 )がこれを行うものとする。

## 引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間の2019年5月15日付の元引受契約に従い共同主幹事会社により連帯して買取り引受けされ、一般に募集される。ただし、共同主幹事会社は、下記の販売制限に従って本社債の募集または売付けをする。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.25%に相当する日本円建の金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
H S B C証券会社東京支店	東京都中央区日本橋三丁目11番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		9,000	

## 販売制限

- (1) 各共同主幹事会社は、以下の事項を表明し、合意している。
- (a) 本社債の発行、引受けもしくは買取り、または本社債の引受けもしくは買取りの勧誘は、直接か間接かを問わず、本社債の引受けまたは勧誘を受けることができ、かつ発行された本社債がマレーシアの2007年資本市場およびサービス法（随時改正済み。以下「CMSA」という。）の別表8または第257条(3)と併せて参照されるCMSAの別表6第一部もしくは第229条(1)(b)およびCMSAの別表7第一部もしくは第230条(1)(b)に該当することとなる者に対してのみ行うことができる。
- (b) 発行登録追補目論見書またはその他の本社債に関する勧誘書類もしくは資料は、本社債の引受けもしくは勧誘を受けることができ、かつ発行された本社債がCMSAの別表8もしくは第257条(3)と併せて参照されるCMSAの別表6第一部もしくは第229条(1)(b)およびCMSAの別表7第一部もしくは第230条(1)(b)に該当することとなる者に対して回覧または配布される場合を除き、直接か間接かを問わず、マレーシア所在の者に対して回覧または配布されてはならない。
- (2) 本社債は、合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。以下「証券法」という。）またはアメリカ合衆国ならびにその準州および属領（以下「合衆国」という。）におけるいかなる州もしくはその他の法域の証券法に基づいても登録されておらず、かつ今後も登録されず、合衆国においてまたは米国人（証券法に基づくレギュレーションS（以下「レギュレーションS」という。）において定義される。）に対して、その計算でもしくはその利益のために、（ ）その分売の一環として行う場合はいかなるときも、また（ ）それ以外の場合は、本社債の公衆に対する募集開始または払込期日のいずれか遅い方から40日後までの間、レギュレーションSの規則903に従う以外に募集および販売してはならない。本「販売制限 - (2)」で使用する用語は、レギュレーションSにおいてかかる用語に対応する英語の用語に与えられている意味を有する。

## 財務代理人とその職務

本社債については社債の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行・支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2019年5月15日付の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関連業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付される財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職するものとする。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対し公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも財務代理契約および社債の要項において当初から財務代理人として記載されていたのと同様に、退任する財務代理人の地位を承継し、それと代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関が発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合には、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

## 利息支払の方法

(1) 本社債の利息は2019年5月22日（その日を含む。）から2024年5月21日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法 - (1)」第三段落の規定の制限に従う。）、毎年5月21日および11月21日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。

6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、かかる未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019)> - 利率」に定める利率による利息が支払われる。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、発行会社から受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に有している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えないものとする。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等上認められない場合は、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - I. (3)元利金の支払い - (ハ)」に従い最終の公告を行った日以後14日を超えない。

(2) 本社債の利息の支払場所は、下記「摘要 - I. (3)元利金の支払い」に記載されるとおりとする。

## 償還の方法

(1) 本社債は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2024年5月21日に本社債の金額と等しい金額で償還される。

(2) ( ) 本社債は、税務事由（以下に定義される。）が生じた場合に、発行会社の選択により、財務代理人に対しおよび上記「公告の方法」に従い本社債権者に対し、30日以上60日以内の通知（当該通知は取消不能とする。）を行うことにより、その全部（一部は不可）をいつでも償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、その時に本社債に関し支払期限が到来したとすれば、発行会社が追加額（下記「摘要 - I. (4)税制上の理由による追加の支払い」において定義される。）を支払う義務を負うこととなる、または（場合により）かかる措置を行うこととなる最も早い日から90日よりも前に行うことはできない。

本「償還の方法 - (2) - ( )」に従い償還の通知を公告するに先立ち、発行会社はその代理人としての財務代理人に対し、( )発行会社がかかる償還を行う権利を有する旨および発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す事実を記載し、( )定評ある独立の法律顧問による、発行会社が当該変更または改正の結果、当該追加額の支払義務を負っているまたは負うことになる旨の意見書を添付した、発行会社の取締役2名により署名された証明書を提出しなければならない。財務代理人は、かかる証明書を上記の前提条件が成就した十分な証拠として受諾する権利を有するものとし、この場合、当該証明書は最終的なものとなり、本社債権者に対して拘束力を有する。

本「償還の方法 - (2) - ( )」に従い償還される本社債は、本社債の金額と等しい金額に(適切な場合は)償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して償還される。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019)>」において、「税務事由」とは、

- (a) 本社債の発行日以後に有効となった、関連法域主体(下記「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」において定義される。)の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、本社債に基づき期日が到来する次の支払いにおいて、発行会社が下記「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」に規定または言及された追加額の支払義務を負っているまたは負うことになる場合で、かつ、
- (b) かかる支払義務が、発行会社が利用可能な合理的な手段をとっても回避できない場合をいう。
- ( ) 発行会社が下記「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額の支払義務を負うこととなり、税務に関して定評ある独立の法律顧問の意見によれば、発行会社がマレーシア法上、当該追加額の全部または一部の支払いを禁じられる場合、発行会社は、財務代理人に対し、発行会社が当該追加額の支払義務を負うにもかかわらず、マレーシア法上当該追加額の支払いを禁じられる旨および償還予定期日を記載した書面による通知をした上で、実務上可能な限り速やかに、ただし( )発行会社に追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生または( )当該マレーシア法が有効となる日のいずれか遅い方から40日目の日までに、本社債の全部(一部は不可)を、本社債の金額と等しい金額に償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して(ただし、適用あるマレーシア法の制限の下で)償還する。かかる通知には、発行会社が当該追加額の支払義務を負うこととなり、かつ、その支払いがマレーシア法上禁じられている旨ならびにかかる禁止および償還の義務の原因となった事実および事情を合理的な範囲で詳細に記載した発行会社の取締役2名により署名された証明書ならびにそれに関する定評ある独立の法律顧問の意見書を添付しなければならない。発行会社は、本社債の金額と等しい金額および経過利息(ただし、当該追加額は除く。)の支払いをなした後は、本社債の元利金についてのいかなる新たな義務からも免責されるものとする。

本「償還の方法 - (2)」に基づいて提供される証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日後1年が経過するまでの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は、本「償還の方法 - (2)」に基づいて財務代理人に対して行ういかなる通知も償還予定期日の少なくとも30日前までに行い、かかる償還予定期日の少なくとも14日前までにこれを本社債権者に対して公告する。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

- (3) 発行会社、その子会社(以下に定義される。)または発行会社の関連会社(以下に定義される。)は、公開市場等においていかなる方法かついかなる価格でも本社債を随時買入れることができる。ただし、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除く。買入れが公開買付けにより行

われる場合は、公開買付けはすべての本社債権者が同様に参加できるようにしなければならない。発行会社および/またはその子会社により買入れられた本社債（通常の事業の過程において買入れられたものを除く。）は、消却されなければならない、そのため再発行または再売却することはできない。発行会社の関連会社（その子会社を除く。）により買入れられた本社債は、保持、再発行、再売却、または発行会社もしくはかかる発行会社の関連会社の選択により、消却することができる。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019)>」において、

「子会社」および「関連会社」とは、2016年マレーシア会社法においてかかる用語に与えられている意味を有する。

「通常の事業の過程」とは、発行会社またはその関連会社が第三者のために行う活動を含み、発行会社または関連会社の資金のために行われる活動を除く。

- (4) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

## 担 保

本社債は物上担保によって担保されていない。

## 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「財務上の特約 - (1)担保提供制限」の制限の下で）無担保の債務であり、いかなる時も、本社債相互の間で優先劣後することなく同順位である。本社債に基づく発行会社の支払義務は、適用ある法令に規定された例外を除き、また下記「財務上の特約 - (1)担保提供制限」の制限の下で、いかなる時も、発行会社の現在および将来の他の一切の無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である。

## 財務上の特約

### (1) 担保提供制限

本社債に未償還残高がある限り、発行会社は、関連債務（以下に定義される。）を担保するために、発行会社の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、許容担保権（以下に定義される。）を除き、抵当権、負担、質権、先取特権またはその他の形態の負担もしくは担保権（以下、それぞれを「担保権」という。）を設定せず、また存続させないものとする。ただし、これと同時にまたはこれに先立って以下の場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 本社債に基づく発行会社の債務が関連債務と同等の順位および比率をもって担保される場合、または
- (b) 下記「社債権者集会」に従い特別決議（下記「社債権者集会」において定義される。）により承認されたその他の担保権が付与される場合。

本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」において、

「関連債務」とは、( )その条項により、リングgit以外の通貨により支払われ、またはリングgit建でその元金総額の50%超が当初マレーシア国外で発行会社によりもしくはその授権に基づき分売され、かつ、( )マレーシア国外の証券取引所、店頭市場またはその他の証券市場において相場がたち、上場されまたは通常取引が行われている、ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックまたはその他の有価証券に関する、現在もしくは将来の一切の債務または現在もしくは将来の債務に係る一切の保証をいう。

「カバード・ボンド法」とは、マレーシアのまたはマレーシア域内の管轄権を有する当局が公表した、カバード・ボンドの発行に関するあらゆる法律、指令、規制または規則をいう。

「許容担保権」とは、カバード・ボンド法に関連しておよびカバード・ボンド法に従って関連債務を担保するために、または、カバード・ボンドの債権者に上位の請求権を付与するべく構成された発行会社の原資産もしくは収入の特定のプールについてのみ債権者が遡及権を有する関連債務を担保するために、発行会社の現在または将来の事業、資産または収入の一部に設定された一切の担保権をいう。

本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」に基づき担保権が本社債に対して付与される場合、発行会社は、本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」および適用ある法令に従い、かかる担保権の設定および対抗要件の具備のために合理的に必要な一切の措置をとるものとする。かかる担保権が設定され、かつ、対抗要件が具備され次第、発行会社は、かかる担保権が、本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」および適用ある法令に従い適法かつ有効に設定され、かつ、対抗要件を具備している旨の公告を、上記「公告の方法」に従い行うものとする。かかる担保権の設定、対抗要件の具備、維持および執行に関する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## (2) その他の事項

該当事項なし。

なお、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「摘要 - I. (1)債務不履行事由」を参照。

## 社債権者集会

(1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる本社債権者は財務代理人に対し保有証明書（下記「摘要 - I. (1)債務不履行事由」において定義される。）を呈示するものとする。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日の少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。ただし、社債の要項の修正については、本社債に基づく本社債権者の権利の放棄を除き、発行会社の同意を必要とする。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定める規定に従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額の合計に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において呈示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を呈示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、発行を受けた保有証明書を振替機関または当該本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総額の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務不履行によって生じた義務の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）、
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為、
- (c) 担保権の付与、および
- (d) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上をそれぞれ保有する者でなければならない。）（以下「代表本社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更。

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総額の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総額の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

- (4) 本「社債権者集会」に従って行われた決議は、すべての本社債権者に対し、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の認める限度で拘束力を有し、その執行は代表本社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## 準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として日本国東京都の弁護士吉井一浩氏を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所のその時々住所（現住所：日本国〒100-8136東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人がなんらかの理由により発行会社にかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつ、かかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対し、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟もしくはその他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

発行会社は、本社債に関して、管轄権または強制執行からの主権免除またはその他の免除および同様の防御を主張する権利を無条件かつ取消不能の形で放棄し、また、救済措置の付与または送達等の手続（手続に関連して出された命令または判決の、何らかの財産（その用途または予定されている用途の如何を問わない。）に対する強制履行または強制執行を含むが、これらに限定されない。）について、無条件かつ取消不能の形で同意する。

日本において得られた判決のマレーシアにおける効力は、以下のとおりである。

現在日本とマレーシアの間で判決の相互執行に係る合意は存在しない。

現行のマレーシアの法律の下では、マレーシアが判決の相互執行に係る協定を結んでいない海外の法域（日本を含む。）の裁判所において発行会社に対するある一定の額について受けた判決は、かかる判決が確定判決である場合で、かつ以下のすべてに該当するものである限り、正当な訴状の送達の後、マレーシアの裁判所の裁量により、債務に係る訴訟としてマレーシアの裁判所において執行のための申立をすることができ。

- (a) マレーシアの公の秩序に反していない判決。
- (b) 不正若しくは強要により、又は自然的正義に反する方法で下され又は取得されていない判決。
- (c) 税金若しくはその他類似の課徴金の支払又は罰金若しくはその他の違約金の支払に関して直接的又は間接的に対象としていない判決。
- (d) 当該法域において管轄権を有する裁判所の判決であり、原裁判所における被告であった判決債務者が訴訟に対して防御することができるだけの十分な時間をもってかかる訴訟の通知を受け取った場合。
- (e) 完全に履行されていない判決。
- (f) 原裁判所の国における執行によって遂行される可能性のある判決。
- (g) 当事者の間で確定された判決。
- (h) ある一定の額に係る判決。
- (i) かかる法域の当局によって課された刑法又は制裁を実施することを直接的又は間接的に意図していない判決。
- (j) かかる事件について管轄権を有している裁判所による確定判決に優先されない判決。
- (k) 登録の申請を行った者に委ねられている判決。

## 摘 要

### I. その他の社債の要項

#### (1) 債務不履行事由

以下に掲げる一または複数の事由（以下、それぞれを「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し継続している場合、下記のとおりとする。

- (a) 支払懈怠： 本社債につき、支払期日が到来した利息の支払いに不履行があり、かかる不履行が7営業日（下記「摘要 - I. (3)元利金の支払い」において定義される。）の間継続する場合
- (b) その他の不履行： 発行会社が社債の要項に基づく（上記(a)以外の）義務の履行または遵守を怠り、かつ、（かかる不履行または不遵守が治癒できない場合で以下に記載される継続または通知が要求されない場合を除き）本社債権者により発行会社のために行う財務代理人に対してその本店においてかかる不履行または不遵守の治癒を要求する通知（振替機関または口座管理機関

- により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）が添付されるものとする。）の送達がなされた後30日の間かかる不履行または不遵守が継続する場合
- (c) クロス・アクセラレーション：（ ）発行会社の借入金債務（以下に定義される。）が債務不履行（どのように規定されているかを問わない。）により、満期より前に期限が到来した場合、（ ）発行会社が借入金債務についての支払いを支払期日においてもしくは（場合により）当初適用された支払猶予期間内に行わなかった場合、または（ ）他のいかなる者の借入金債務についてであっても、発行会社が付与した保証および/もしくは補償に基づいて期限が到来した支払いについて、発行会社による不履行があった場合（ただし、借入金債務またはその他の関連する期限が到来した未払いの負債の金額が、個別で、または上記（ ）から（ ）に記載のその他すべての事由（もしあれば）に関連するその他の借入金債務および/またはその他の期限が到来した未払いの負債と合計（重複部分は除く。）した場合に、少なくとも50,000,000米ドル（またはその他の通貨で表示した場合はこれに相当する金額）に達しない場合は、本(c)に記載の事由は債務不履行事由とはならない。）
- (d) 発行会社の清算： 発行会社の清算または解散について、管轄権を有する裁判所により命令が下された、または有効な決議が可決された場合
- (e) 支払不能： 発行会社はその事業のすべてもしくは実質的にすべてを停止した場合（特別決議により予め承認を受けた条件による組織再編を目的とする場合を除く。）、期限が到来する発行会社の債務（もしくはいずれかの種類の発行会社の債務）についての支払いを停止し、もしくは停止するおそれがあり、もしくは支払不能となり、もしくは支払不能であることを認めた場合、もしくは適用ある法に従いもしくは適用ある法との関係で発行会社の債務について支払不能とみなされた場合、または破産もしくは支払不能の宣告を受けた、もしくはそれらの判決がなされた場合
- (f) 担保の実行：（ ）適用ある清算、支払不能、和議、会社更生もしくはその他類似の法律に基づき発行会社に対する手続が開始された場合、または発行会社、発行会社の事業もしくは資産の全部もしくは重要な一部について、管理その他のための管財人、管理者、財産管理人もしくはその他類似の役職者の選任のための申立てが行われ（もしくは書類が裁判所に提出され）、もしくは管理その他のための管財人、管理者、財産管理人もしくはその他類似の役職者が選任された場合、担保権者が発行会社の事業もしくは資産の全部もしくは重要な一部の占有を取得した場合、または発行会社の事業もしくは資産の全部もしくは重要な一部に対して自教的差押え、強制執行、差押え、仮差押えもしくはその他の手続が課され、執行され、申立てにより取得されもしくは実施された場合であって、かつ、（ ）かかるいずれの場合も（財産管理人の選任の場合を除く。）、関連する会社により手続が開始された場合を除き、60日以内に解除されない場合であり、（ ）ただし、本(f)が発行会社のみ資産の一部に関係する場合には、当該一部が少なくとも50,000,000米ドル（またはその他の通貨で表示した場合はこれに相当する金額）に達する場合
- (g) 違法性： 発行会社が本社債に基づく一または複数の義務を履行もしくは遵守することが違法である、または将来違法となる場合
- (h) 類似事由： 関連する法域における法に基づき、上記(a)ないし(f)に記載のいずれかの事由と類似の効果を有する事由が発生した場合

本社債権者は、発行会社に対して財務代理人の本店において書面による通知をなすことにより（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を呈示しなければならない。）、かかる通知を財務代理人が受領した日をもって、当該本社債権者が保有する本社債について直ちに期限の利益を喪失する旨を宣言することができ、当該本社債は、いかなる種類の呈示、要求、申立てまたは

その他の通知を必要とすることなく、当該本社債の金額と等しい金額に、償還期日までの経過利息（もしあれば）を付して直ちに支払われるものとする。

（ ）上記(b)ないし(g)に掲げる事由（上記(b)ないし(f)に掲げるいずれかの事由と類似の効果を有する上記(h)に掲げる事由を含む。）のいずれかが発生した場合、または（ ）時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかが発生することとなる事態が生じた場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記（ ）の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、上記「公告の方法」に従ってその旨を本社債権者に対し公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生した場合、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が生じた場合において、かかる事由もしくは事態が上記(a)に掲げる猶予期間の満了後も継続している場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対し上記「公告の方法」に従って公告する。

本「摘要 - I. (1) 債務不履行事由」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本「摘要 - I. (1) 債務不履行事由」において、「借入金債務」とは、ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックもしくはその他の有価証券または借入金のためのまたはこれらに関する債務（元金、プレミアム、利息またはその他の金員のいずれであるかを問わない。）をいう。

## (2) 代 位

発行会社または（適用ある場合）以前に代位した会社は、本社債権者の同意なくいつでも、他の会社と新設合併し、他の会社に吸収合併され、または、その全部の資産および事業を連帯する一または複数の会社（かかる会社には発行会社の子会社もしくは関係会社または発行会社の承継会社を含む。以下「代位者」と総称する。）に譲渡、移転もしくは処分し、本社債に基づく主債務者としての発行会社を代位者に代位させることができる（かかる新設合併もしくは吸収合併または資産および事業の譲渡、移転もしくは処分ならびにかかる代位を、以下「代位」と総称する。）。ただし、代位は以下の場合にのみ生じるものとする。

- （ ） 上記「摘要 - I. (1) 債務不履行事由」に基づく債務不履行事由が発生しておらず、継続していない。
- （ ） 代位者が、租税との関係における代位者の居住地国および（それと異なる場合は）設立国の法域主体（またはその法域主体のもしくはその域内の課税権限を有する当局）によって、代位がされていなかったとしたら各本社債権者に課されていなかったであろう、本社債に関して各本社債権者に課された一切の公租公課、源泉徴収、控除または政府賦課金につき、代位に関する公租公課または政府賦課金および費用とともに、各本社債権者に対し補償することに合意している。
- （ ） 代位者が発行会社の承継会社または発行会社からその全部の資産および事業の移転を受け本社債に基づく主債務者として連帯して責任を負うこととなる一もしくは複数の会社である場合を除き、本社債に基づく代位者の債務が、発行会社もしくはその承継人または発行会社から合わせてその全部の資産および事業の移転を受けた各会社（以下「保証人」と総称する。）により、無条件かつ取消不能の形で保証される（かかる保証を、以下「本保証」という。）。
- （ ） 本社債が有効で法的拘束力を有する強制執行可能な代位者および保証人の債務を表章することを確保するために実施され、充足され、行われる必要のある一切の行為、条件および事項（必要な同意の取得を含む。）が実施され、充足され、行われており、完全に効力を有している。
- （ ） 代位が、振替法および振替機関業務規程等によって許容されており、発行会社または（場合により）代位者が、振替法および振替機関業務規程等に基づき要求されるすべての必要な手續を行っている。

- ( ) 代位者が、適切な必要となる改訂を経て、あたかも当初から当事者であったかのように、財務代理契約の当事者となっており、または財務代理人および（適用ある場合）保証人と財務代理契約を新たに締結している。
- ( ) 上記( )に記載の各法域で証券実務を行う主要な弁護士または法律事務所から、本「摘要 - 1. (2) 代位」の上記の条件の充足に関する本社債権者宛ての法律意見書が財務代理人に交付されている。
- ( ) 代位が、発行会社または発行会社の債務に格付を付与している国際的に認知されたいずれの格付機関による本社債の格付に対しても悪影響を与えない。
- ( ) 発行会社が、代位に関する上記の、またはその他本社債権者にとって重要であると合理的にみなされうる、一切の書類（案文であるか最終版であるかを問わない。）の写しが、財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供される旨を記載したかかる代位に関する事前通知を14日前までに財務代理人に対して行い、かつ、公告を本社債権者に対して行っている。

本「摘要 - 1. (2) 代位」に従い効力を生じた代位により、発行会社または以前に代位された一切の会社は義務を免れ、本社債権者は、本社債を保有することにより、これに対し明示的に同意する。また、本社債権者は、本社債を保有することにより、本「摘要 - 1. (2) 代位」に従い付与された本保証の利益を享受することに対し明示的に同意する。代位者がマレーシアまたはマレーシア内の法域以外の法域の法律に基づいて設立された法人である場合、上記「償還の方法」および下記「摘要 - 1. (4) 税制上の理由による追加の支払い」において「マレーシア」とは、爾後、かかる法域を指すものとみなす。

本保証が付与された場合、上記「摘要 - 1. (1) 債務不履行事由 - (a)および(b)」に記載の事由はかかる本保証が完全に効力を有していないこと（またはそのように保証人が主張すること）を含むものとみなされる。さらに、本保証は、(A)保証人に関して上記「摘要 - 1. (1) 債務不履行事由」と同じ条件の本社債に関する債務不履行事由（ただし、上記「摘要 - 1. (1) 債務不履行事由 - (a)」に記載の本社債の利息の支払いの懈怠とは、本保証に基づく支払いの懈怠をいうものとする。）、(B)上記「本社債の地位」の形式による本保証に関する規定、(C)上記「償還の方法 - (3)」の形式による保証人に関する規定、および(D)上記「財務上の特約 - (1)担保提供制限」の形式による本保証に関する担保設定制限を含むものとする。

上記( )に記載の法律意見書は、財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供される。

本「摘要 - 1. (2) 代位」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

### (3) 元利金の支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人により、振替法および振替機関業務規程等に基づいて、本社債権者に対し、当該本社債権者が機構加入者である場合には直接、その他の場合には口座管理機関を通じて行われる。上記にかかわらず、（当該支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行の営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本社債権者は翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受ける権利を有せず、またかかる支払いの遅延に伴う追加利息またはその他の追加支払いを受ける権利も有しない。

- (八) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を（振替機関連業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、（当該支払代理人の資格において行為する）財務代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨ならびに支払方法および支払期日の公告を行う。かかる受領の時点でかかる支払方法または支払期日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人はかかる受領ならびに決定された範囲内でかかる支払方法および支払期日の公告を行い、後日、その決定後速やかに、かかる支払方法および/または支払期日について、本社債権者に対して公告を行う。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

#### (4) 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社による本社債の元金または利息の支払いはすべて、関連法域主体によりまたは関連法域主体のために、現在または将来課せられまたは賦課されるいかなる性質の公租公課または政府賦課金（以下「租税」という。）のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされるものとする。ただし、法により、租税の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が行われた後に本社債権者が受領する純額を、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債について受領できたであろう元金および利息の各金額に等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、下記のいずれかに該当する場合、本社債について追加額は発行会社により支払われない。

- (a) 単なる本社債の保有以外で関連法域主体とならんかの関係を有することを理由として、本社債に関する租税の支払義務を負う本社債権者によりまたはかかる者のために保有された本社債についての追加額、または
- (b) （本社債の社債券（以下「本社債券」という。）が発行されている場合に限り）関連日（以下に定義される。）から30日を超えた後に支払いのために呈示された本社債についての追加額（ただし、本社債権者が、かかる30日の期間の末日（その日が営業日であるとした場合）に支払いのために本社債券を呈示すれば追加額を受領する権利があったであろう場合を除く。）。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019)>」において、

「関連日」とは、本社債の元金または利息の支払期日が最初に到来した日をいう。ただし、支払われるべき金員の全額がかかる支払期日以前に財務代理人によって適正に受領されなかった場合は、かかる金員の全額が受領され、その旨の公告が上記「公告の方法」に従って本社債権者に適正になされた日をいう。

「関連法域主体」とは、マレーシアもしくはその下部行政区画もしくはそれらもしくはそれらの域内の課税の権限を有する当局、または発行会社が行う本社債の元金および利息の支払いに関して発行会社が服することとなる課税の権限を有するその他の法域主体もしくはその下部行政区画もしくはそれらもしくはそれらの域内の当局をいう。

- (ロ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019)>」において元金または利息には、本「摘要 - I. (4)税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - I. (4)税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

#### (5) 本社債券の不発行

本社債券は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他の事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令および市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の当初発行に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## (6) 時効

本社債の支払請求権の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

## (7) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

## (8) 通貨の補償

本社債の元利金または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは補填されたいかなる金額も日本円建てで受領したまたは補填された金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対し、( )かかる判決もしくは命令(またはその一部)のために日本円のコストがかかる日本円以外の通貨で表示された金額に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と、( )かかる判決もしくは命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の認める範囲で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有するものとする。

## (9) 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲において、社債の要項の修正および変更は、不明確な条項の明確化、誤りのある条項に関する訂正もしくは補足、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に付与された権利もしくは権限の放棄を目的とする場合に限り、または、発行会社が必要かつ望ましいとみなし、かつ、本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないその他の方法においてのみ、本社債権者の同意なしに加えることができる。当該修正または変更は、その後実務上可能な限り速やかに、上記「公告の方法」に従い、発行会社の費用負担により、本社債権者に対し通知されるものとする。

## (10) 日本における課税

日本の居住者である個人及び内国法人が支払を受ける、本社債の利息、本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額(以下「発行差益」という。)及び本社債の譲渡による所得は、日本の租税に関する法令の定めるところにより一般的に日本国の課税対象となる。

日本の非居住者である個人及び外国法人が支払を受ける本社債の利息及び発行差益は、原則として日本の課税対象とはならない。他方で、日本国内に恒久的施設を有する、日本国の非居住者個人又は外国法人が支

払を受ける本社債の利息、発行差益及び本社債の譲渡による所得が、当該非居住者個人又は外国法人の有する日本国内の恒久的施設に帰属する場合には、かかる利息、発行差益及び当該譲渡により生ずる所得は日本の租税の課税対象となる。かかる非居住者個人及び外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、限定され又は免除されることがある。

#### (11) マレーシアにおける課税

本社債に関する発行会社による一切の支払は、マレーシアにより若しくはマレーシア域内で、又はマレーシアの若しくはその域内の課税当局により、現在又は将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる種類の税金、徴税金又は課徴金（その性質の如何を問わない。）を課されず、これらのため又はこれらを理由とする源泉徴収又は控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合はこの限りではない。この場合、発行会社は、社債権者による受領金額が、かかる源泉徴収又は控除がなければ本社債権者が受領しえたであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、本社債の発行書類において規定される支払いを行わない場合には、本社債に関しては支払われないものとする。

#### 源泉徴収税

1967年マレーシア所得税法（その後の改正を含む。）の第109条(1)に従い、支払人がマレーシアにおいて生じる利息を、マレーシアの居住者であることを支払人が不知であるその他の者へ支払う義務がある場合（マレーシアにおいてその他の者により行われる事業に起因する利息の場合を除く。）、支払人は、かかる利息（承認された貸付に対する利息又は同1967年所得税法の第1部別表第6第33項、第33A項、第33B項、第35項若しくは第35A項に定める種類の利息を除く。）の支払又は入金を行う際に、かかる利息に適用ある税率での税金を控除しなければならない。したがって、非居住者に支払われる本社債から生じる利息には15%の源泉徴収税率が課される。ただし、本社債は、マレーシアにおいて銀行業に従事し、かつ2013年金融サービス法に基づき認可を受けた発行会社により発行されるため、マレーシアの非居住者に対して本社債に基づき支払われる利息は、1967年所得税法の第1部別表第6第33項に基づき非課税である。

## キャピタル・ゲイン課税

課税対象資産の購入日から指定期間内の不動産又は不動産会社株式（以下「課税対象資産」という。）の売却により課される不動産売却益税に関連する場合を除き、マレーシアにおいて、キャピタル・ゲインに対する課税はない。本社債は不動産売却益税上の課税対象資産とはみなされないため、マレーシアにおいて、本社債の売却から生じるキャピタル・ゲインに対する課税はない。

## 贈与税又は相続税

マレーシアには贈与税も相続税もない。

## 印紙税

2000年印紙税（免除）命令（第23号）（2005年印紙税（免除）（改正）命令（第3号）による改正を含む。）では、1993年マレーシア証券委員会法の第32条（現在の2007年資本市場及びサービス法の第212条）に基づきマレーシア証券委員会により承認されたディベンチャー（社債）の発行、募集若しくは購入、又は募集若しくは購入の勧誘、及び当該ディベンチャーの譲渡に関連するあらゆる証書は、印紙税を免除される旨が規定されている。かかる免除は本社債を対象とする。

### 信用格付

#### (1) 登録された信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からAの格付を2019年5月15日に取得した。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、格付対象の発行体およびJCRが正確で信頼すべきであると確信する情報源からJCRが入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

#### (2) 無登録信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）からA3の格付を2019年5月15日に取得した。

ムーディーズは、信用格付業を行っているが、本書提出日現在、金融商品取引法第66条の27に基づく登録がなされていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）である。無登録格付業者は、金融庁の

監督および金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズは、そのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、ムーディーズは、上記登録を受けた信用格付業者の特定関係法人（内閣府令第116条の3第2項において定義される。）である。ムーディーズの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、公表されている。

## &lt; マラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019) &gt;

以下は、マラヤン・バンキング・ベルハッドが発行するマラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019)（以下「本社債」という。）について記載されている。

銘 柄	マラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019)（注）		
記名・無記名の別	-	券面総額又は振替社債の総額	60億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	60億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	年0.58%
利払日	毎年5月21日および11月21日	償還期限	2029年5月21日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年5月15日	払込期日	2019年5月21日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内の本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」において定義される。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

## 振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 本「1社債(短期社債を除く。 )の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019)>」において、振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれるものとみなされる。

## 公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報(もし可能であれば)ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。かかる公告はかかる掲載の日になされたものとみなされ、もし2回以上または異なる日に掲載された場合は、最初の掲載日になされたものとみなす。本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。 )の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人(下記「財務代理人とその職務」において定義される。 )がこれを行うものとする。

## 引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間の2019年5月15日付の元引受契約に従い共同主幹事会社により連帯して買取り引受けされ、一般に募集される。ただし、共同主幹事会社は、下記の販売制限に従って本社債の募集または売付けをする。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.30%に相当する日本円建の金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
H S B C証券会社東京支店	東京都中央区日本橋三丁目11番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		6,000	

## 販売制限

- (1) 各共同主幹事会社は、以下の事項を表明し、合意している。
- (a) 本社債の発行、引受けもしくは買取り、または本社債の引受けもしくは買取りの勧誘は、直接か間接かを問わず、本社債の引受けまたは勧誘を受けることができ、かつ発行された本社債がマレーシアの2007年資本市場およびサービス法（随時改正済み。以下「CMSA」という。）の別表8または第257条(3)と併せて参照されるCMSAの別表6第一部もしくは第229条(1)(b)およびCMSAの別表7第一部もしくは第230条(1)(b)に該当することとなる者に対してのみ行うことができる。
- (b) 発行登録追補目論見書またはその他の本社債に関する勧誘書類もしくは資料は、本社債の引受けもしくは勧誘を受けることができ、かつ発行された本社債がCMSAの別表8もしくは第257条(3)と併せて参照されるCMSAの別表6第一部もしくは第229条(1)(b)およびCMSAの別表7第一部もしくは第230条(1)(b)に該当することとなる者に対して回覧または配布される場合を除き、直接か間接かを問わず、マレーシア所在の者に対して回覧または配布されてはならない。
- (2) 本社債は、合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。以下「証券法」という。）またはアメリカ合衆国ならびにその準州および属領（以下「合衆国」という。）におけるいかなる州もしくはその他の法域の証券法に基づいても登録されておらず、かつ今後も登録されず、合衆国においてまたは米国人（証券法に基づくレギュレーションS（以下「レギュレーションS」という。）において定義される。）に対して、その計算でもしくはその利益のために、（ ）その分売の一環として行う場合はいかなるときも、また（ ）それ以外の場合は、本社債の公衆に対する募集開始または払込期日のいずれか遅い方から40日後までの間、レギュレーションSの規則903に従う以外に募集および販売してはならない。本「販売制限 - (2)」で使用する用語は、レギュレーションSにおいてかかる用語に対応する英語の用語に与えられている意味を有する。

## 財務代理人とその職務

本社債については社債の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行・支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2019年5月15日付の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関連業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付される財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職するものとする。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対し公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも財務代理契約および社債の要項において当初から財務代理人として記載されていたのと同様に、退任する財務代理人の地位を承継し、それと代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関が発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合には、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

## 利息支払の方法

(1) 本社債の利息は2019年5月22日（その日を含む。）から2029年5月21日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法 - (1)」第三段落の規定の制限に従う。）、毎年5月21日および11月21日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。

6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、かかる未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019)> - 利率」に定める利率による利息が支払われる。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、発行会社から受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に有している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えないものとする。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等上認められない場合は、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - I. (3)元利金の支払い - (ハ)」に従い最終の公告を行った日以後14日を超えない。

(2) 本社債の利息の支払場所は、下記「摘要 - I. (3)元利金の支払い」に記載されるとおりとする。

## 償還の方法

(1) 本社債は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2029年5月21日に本社債の金額と等しい金額で償還される。

(2) ( ) 本社債は、税務事由（以下に定義される。）が生じた場合に、発行会社の選択により、財務代理人に対しおよび上記「公告の方法」に従い本社債権者に対し、30日以上60日以内の通知（当該通知は取消不能とする。）を行うことにより、その全部（一部は不可）をいつでも償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、その時に本社債に関し支払期限が到来したとすれば、発行会社が追加額（下記「摘要 - I. (4)税制上の理由による追加の支払い」において定義される。）を支払う義務を負うこととなる、または（場合により）かかる措置を行うこととなる最も早い日から90日よりも前に行うことはできない。

本「償還の方法 - (2) - ( )」に従い償還の通知を公告するに先立ち、発行会社はその代理人としての財務代理人に対し、( )発行会社がかかる償還を行う権利を有する旨および発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す事実を記載し、( )定評ある独立の法律顧問による、発行会社が当該変更または改正の結果、当該追加額の支払義務を負っているまたは負うことになる旨の意見書を添付した、発行会社の取締役2名により署名された証明書を提出しなければならない。財務代理人は、かかる証明書を上記の前提条件が成就した十分な証拠として受諾する権利を有するものとし、この場合、当該証明書は最終的なものとなり、本社債権者に対して拘束力を有する。

本「償還の方法 - (2) - ( )」に従い償還される本社債は、本社債の金額と等しい金額に(適切な場合は)償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して償還される。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019)>」において、「税務事由」とは、

- (a) 本社債の発行日以後に有効となった、関連法域主体(下記「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」において定義される。)の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、本社債に基づき期日が到来する次の支払いにおいて、発行会社が下記「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」に規定または言及された追加額の支払義務を負っているまたは負うことになる場合で、かつ、
- (b) かかる支払義務が、発行会社が利用可能な合理的な手段をとっても回避できない場合をいう。
- ( ) 発行会社が下記「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額の支払義務を負うこととなり、税務に関して定評ある独立の法律顧問の意見によれば、発行会社がマレーシア法上、当該追加額の全部または一部の支払いを禁じられる場合、発行会社は、財務代理人に対し、発行会社が当該追加額の支払義務を負うにもかかわらず、マレーシア法上当該追加額の支払いを禁じられる旨および償還予定期日を記載した書面による通知をした上で、実務上可能な限り速やかに、ただし( )発行会社に追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生または( )当該マレーシア法が有効となる日のいずれか遅い方から40日目の日までに、本社債の全部(一部は不可)を、本社債の金額と等しい金額に償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して(ただし、適用あるマレーシア法の制限の下で)償還する。かかる通知には、発行会社が当該追加額の支払義務を負うこととなり、かつ、その支払いがマレーシア法上禁じられている旨ならびにかかる禁止および償還の義務の原因となった事実および事情を合理的な範囲で詳細に記載した発行会社の取締役2名により署名された証明書ならびにそれに関する定評ある独立の法律顧問の意見書を添付しなければならない。発行会社は、本社債の金額と等しい金額および経過利息(ただし、当該追加額は除く。)の支払いをなした後は、本社債の元利金についてのいかなる新たな義務からも免責されるものとする。

本「償還の方法 - (2)」に基づいて提供される証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日後1年が経過するまでの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は、本「償還の方法 - (2)」に基づいて財務代理人に対して行ういかなる通知も償還予定期日の少なくとも30日前までに行い、かかる償還予定期日の少なくとも14日前までにこれを本社債権者に対して公告する。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

- (3) 発行会社、その子会社(以下に定義される。)または発行会社の関連会社(以下に定義される。)は、公開市場等においていかなる方法かついかなる価格でも本社債を随時買入れることができる。ただし、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除く。買入れが公開買付けにより行

われる場合は、公開買付けはすべての本社債権者が同様に参加できるようにしなければならない。発行会社および/またはその子会社により買入れられた本社債（通常の事業の過程において買入れられたものを除く。）は、消却されなければならない、そのため再発行または再売却することはできない。発行会社の関連会社（その子会社を除く。）により買入れられた本社債は、保持、再発行、再売却、または発行会社もしくはかかる発行会社の関連会社の選択により、消却することができる。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019)>」において、

「子会社」および「関連会社」とは、2016年マレーシア会社法においてかかる用語に与えられている意味を有する。

「通常の事業の過程」とは、発行会社またはその関連会社が第三者のために行う活動を含み、発行会社または関連会社の資金のために行われる活動を除く。

- (4) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

## 担 保

本社債は物上担保によって担保されていない。

## 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「財務上の特約 - (1)担保提供制限」の制限の下で）無担保の債務であり、いかなる時も、本社債相互の間で優先劣後することなく同順位である。本社債に基づく発行会社の支払義務は、適用ある法令に規定された例外を除き、また下記「財務上の特約 - (1)担保提供制限」の制限の下で、いかなる時も、発行会社の現在および将来の他の一切の無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である。

## 財務上の特約

### (1) 担保提供制限

本社債に未償還残高がある限り、発行会社は、関連債務（以下に定義される。）を担保するために、発行会社の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、許容担保権（以下に定義される。）を除き、抵当権、負担、質権、先取特権またはその他の形態の負担もしくは担保権（以下、それぞれを「担保権」という。）を設定せず、また存続させないものとする。ただし、これと同時にまたはこれに先立って以下の場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 本社債に基づく発行会社の債務が関連債務と同等の順位および比率をもって担保される場合、または
- (b) 下記「社債権者集会」に従い特別決議（下記「社債権者集会」において定義される。）により承認されたその他の担保権が付与される場合。

本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」において、

「関連債務」とは、( )その条項により、リングgit以外の通貨により支払われ、またはリングgit建でその元金総額の50%超が当初マレーシア国外で発行会社によりもしくはその授権に基づき分売され、かつ、( )マレーシア国外の証券取引所、店頭市場またはその他の証券市場において相場がたち、上場されまたは通常取引が行われている、ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックまたはその他の有価証券に関する、現在もしくは将来の一切の債務または現在もしくは将来の債務に係る一切の保証をいう。

「カバード・ボンド法」とは、マレーシアのまたはマレーシア域内の管轄権を有する当局が公表した、カバード・ボンドの発行に関するあらゆる法律、指令、規制または規則をいう。

「許容担保権」とは、カバード・ボンド法に関連しておよびカバード・ボンド法に従って関連債務を担保するために、または、カバード・ボンドの債権者に上位の請求権を付与するべく構成された発行会社の原資産もしくは収入の特定のプールについてのみ債権者が遡及権を有する関連債務を担保するために、発行会社の現在または将来の事業、資産または収入の一部に設定された一切の担保権をいう。

本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」に基づき担保権が本社債に対して付与される場合、発行会社は、本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」および適用ある法令に従い、かかる担保権の設定および対抗要件の具備のために合理的に必要な一切の措置をとるものとする。かかる担保権が設定され、かつ、対抗要件が具備され次第、発行会社は、かかる担保権が、本「財務上の特約 - (1)担保提供制限」および適用ある法令に従い適法かつ有効に設定され、かつ、対抗要件を具備している旨の公告を、上記「公告の方法」に従い行うものとする。かかる担保権の設定、対抗要件の具備、維持および執行に関する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## (2) その他の事項

該当事項なし。

なお、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「摘要 - I. (1)債務不履行事由」を参照。

## 社債権者集会

(1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる本社債権者は財務代理人に対し保有証明書（下記「摘要 - I. (1)債務不履行事由」において定義される。）を呈示するものとする。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日の少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。ただし、社債の要項の修正については、本社債に基づく本社債権者の権利の放棄を除き、発行会社の同意を必要とする。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定める規定に従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額の合計に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において呈示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を呈示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、発行を受けた保有証明書を振替機関または当該本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総額の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務不履行によって生じた義務の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）、
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為、
- (c) 担保権の付与、および
- (d) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上をそれぞれ保有する者でなければならない。）（以下「代表本社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更。

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総額の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総額の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

- (4) 本「社債権者集会」に従って行われた決議は、すべての本社債権者に対し、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の認める限度で拘束力を有し、その執行は代表本社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## 準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として日本国東京都の弁護士吉井一浩氏を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所のその時々住所（現住所：日本国〒100-8136東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人がなんらかの理由により発行会社にかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつ、かかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対し、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟もしくはその他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

発行会社は、本社債に関して、管轄権または強制執行からの主権免除またはその他の免除および同様の防御を主張する権利を無条件かつ取消不能の形で放棄し、また、救済措置の付与または送達等の手続（手続に関連して出された命令または判決の、何らかの財産（その用途または予定されている用途の如何を問わない。）に対する強制履行または強制執行を含むが、これらに限定されない。）について、無条件かつ取消不能の形で同意する。

日本において得られた判決のマレーシアにおける効力は、以下のとおりである。

現在日本とマレーシアの間で判決の相互執行に係る合意は存在しない。

現行のマレーシアの法律の下では、マレーシアが判決の相互執行に係る協定を結んでいない海外の法域（日本を含む。）の裁判所において発行会社に対するある一定の額について受けた判決は、かかる判決が確定判決である場合で、かつ以下のすべてに該当するものである限り、正当な訴状の送達の後、マレーシアの裁判所の裁量により、債務に係る訴訟としてマレーシアの裁判所において執行のための申立をすることができ。

- (a) マレーシアの公の秩序に反していない判決。
- (b) 不正若しくは強要により、又は自然的正義に反する方法で下され又は取得されていない判決。
- (c) 税金若しくはその他類似の課徴金の支払又は罰金若しくはその他の違約金の支払に関して直接的又は間接的に対象としていない判決。
- (d) 当該法域において管轄権を有する裁判所の判決であり、原裁判所における被告であった判決債務者が訴訟に対して防御することができるだけの十分な時間をもってかかる訴訟の通知を受け取った場合。
- (e) 完全に履行されていない判決。
- (f) 原裁判所の国における執行によって遂行される可能性のある判決。
- (g) 当事者の間で確定された判決。
- (h) ある一定の額に係る判決。
- (i) かかる法域の当局によって課された刑法又は制裁を実施することを直接的又は間接的に意図していない判決。
- (j) かかる事件について管轄権を有している裁判所による確定判決に優先されない判決。
- (k) 登録の申請を行った者に委ねられている判決。

## 摘 要

### I. その他の社債の要項

#### (1) 債務不履行事由

以下に掲げる一または複数の事由（以下、それぞれを「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し継続している場合、下記のとおりとする。

- (a) 支払懈怠： 本社債につき、支払期日が到来した利息の支払いに不履行があり、かかる不履行が7営業日（下記「摘要 - I. (3)元利金の支払い」において定義される。）の間継続する場合
- (b) その他の不履行： 発行会社が社債の要項に基づく（上記(a)以外の）義務の履行または遵守を怠り、かつ、（かかる不履行または不遵守が治癒できない場合で以下に記載される継続または通知が要求されない場合を除き）本社債権者により発行会社のために行う財務代理人に対してその本店においてかかる不履行または不遵守の治癒を要求する通知（振替機関または口座管理機関

により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）が添付されるものとする。）の送達がなされた後30日の間かかる不履行または不遵守が継続する場合

- (c) クロス・アクセラレーション：（ ）発行会社の借入金債務（以下に定義される。）が債務不履行（どのように規定されているかを問わない。）により、満期より前に期限が到来した場合、（ ）発行会社が借入金債務についての支払いを支払期日においてもしくは（場合により）当初適用された支払猶予期間内に行わなかった場合、または（ ）他のいかなる者の借入金債務についてであっても、発行会社が付与した保証および/もしくは補償に基づいて期限が到来した支払いについて、発行会社による不履行があった場合（ただし、借入金債務またはその他の関連する期限が到来した未払いの負債の金額が、個別で、または上記（ ）から（ ）に記載のその他すべての事由（もしあれば）に関連するその他の借入金債務および/またはその他の期限が到来した未払いの負債と合計（重複部分は除く。）した場合に、少なくとも50,000,000米ドル（またはその他の通貨で表示した場合はこれに相当する金額）に達しない場合は、本(c)に記載の事由は債務不履行事由とはならない。）
- (d) 発行会社の清算： 発行会社の清算または解散について、管轄権を有する裁判所により命令が下された、または有効な決議が可決された場合
- (e) 支払不能： 発行会社とその事業のすべてもしくは実質的にすべてを停止した場合（特別決議により予め承認を受けた条件による組織再編を目的とする場合を除く。）、期限が到来する発行会社の債務（もしくはいずれかの種類の発行会社の債務）についての支払いを停止し、もしくは停止するおそれがあり、もしくは支払不能となり、もしくは支払不能であることを認めた場合、もしくは適用ある法に従いもしくは適用ある法との関係で発行会社の債務について支払不能とみなされた場合、または破産もしくは支払不能の宣告を受けた、もしくはそれらの判決がなされた場合
- (f) 担保の実行：（ ）適用ある清算、支払不能、和議、会社更生もしくはその他類似の法律に基づき発行会社に対する手続が開始された場合、または発行会社、発行会社の事業もしくは資産の全部もしくは重要な一部について、管理その他のための管財人、管理者、財産管理人もしくはその他類似の役職者の選任のための申立てが行われ（もしくは書類が裁判所に提出され）、もしくは管理その他のための管財人、管理者、財産管理人もしくはその他類似の役職者が選任された場合、担保権者が発行会社の事業もしくは資産の全部もしくは重要な一部の占有を取得した場合、または発行会社の事業もしくは資産の全部もしくは重要な一部に対して自教的差押え、強制執行、差押え、仮差押えもしくはその他の手続が課され、執行され、申立てにより取得されもしくは実施された場合であって、かつ、（ ）かかるいずれの場合も（財産管理人の選任の場合を除く。）、関連する会社により手続が開始された場合を除き、60日以内に解除されない場合であり、（ ）ただし、本(f)が発行会社のみ資産の一部に関係する場合には、当該一部が少なくとも50,000,000米ドル（またはその他の通貨で表示した場合はこれに相当する金額）に達する場合
- (g) 違法性： 発行会社が本社債に基づく一または複数の義務を履行もしくは遵守することが違法である、または将来違法となる場合
- (h) 類似事由： 関連する法域における法に基づき、上記(a)ないし(f)に記載のいずれかの事由と類似の効果を有する事由が発生した場合

本社債権者は、発行会社に対して財務代理人の本店において書面による通知をなすことにより（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を呈示しなければならない。）、かかる通知を財務代理人が受領した日をもって、当該本社債権者が保有する本社債について直ちに期限の利益を喪失する旨を宣言することができ、当該本社債は、いかなる種類の呈示、要求、申立てまたは

その他の通知を必要とすることなく、当該本社債の金額と等しい金額に、償還期日までの経過利息（もしあれば）を付して直ちに支払われるものとする。

（ ）上記(b)ないし(g)に掲げる事由（上記(b)ないし(f)に掲げるいずれかの事由と類似の効果を有する上記(h)に掲げる事由を含む。）のいずれかが発生した場合、または（ ）時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかが発生することとなる事態が生じた場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記（ ）の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、上記「公告の方法」に従ってその旨を本社債権者に対し公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生した場合、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が生じた場合において、かかる事由もしくは事態が上記(a)に掲げる猶予期間の満了後も継続している場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対し上記「公告の方法」に従って公告する。

本「摘要 - I. (1) 債務不履行事由」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本「摘要 - I. (1) 債務不履行事由」において、「借入金債務」とは、ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックもしくはその他の有価証券または借入金のためのまたはこれらに関する債務（元金、プレミアム、利息またはその他の金員のいずれであるかを問わない。）をいう。

## (2) 代 位

発行会社または（適用ある場合）以前に代位した会社は、本社債権者の同意なくいつでも、他の会社と新設合併し、他の会社に吸収合併され、または、その全部の資産および事業を連帯する一または複数の会社（かかる会社には発行会社の子会社もしくは関係会社または発行会社の承継会社を含む。以下「代位者」と総称する。）に譲渡、移転もしくは処分し、本社債に基づく主債務者としての発行会社を代位者に代位させることができる（かかる新設合併もしくは吸収合併または資産および事業の譲渡、移転もしくは処分ならびにかかる代位を、以下「代位」と総称する。）。ただし、代位は以下の場合にのみ生じるものとする。

- （ ） 上記「摘要 - I. (1) 債務不履行事由」に基づく債務不履行事由が発生しておらず、継続していない。
- （ ） 代位者が、租税との関係における代位者の居住地国および（それと異なる場合は）設立国の法域主体（またはその法域主体のもしくはその域内の課税権限を有する当局）によって、代位がされていなかったとしたら各本社債権者に課されていなかったであろう、本社債に関して各本社債権者に課された一切の公租公課、源泉徴収、控除または政府賦課金につき、代位に関する公租公課または政府賦課金および費用とともに、各本社債権者に対し補償することに合意している。
- （ ） 代位者が発行会社の承継会社または発行会社からその全部の資産および事業の移転を受け本社債に基づく主債務者として連帯して責任を負うこととなる一もしくは複数の会社である場合を除き、本社債に基づく代位者の債務が、発行会社もしくはその承継人または発行会社から合わせてその全部の資産および事業の移転を受けた各会社（以下「保証人」と総称する。）により、無条件かつ取消不能の形で保証される（かかる保証を、以下「本保証」という。）。
- （ ） 本社債が有効で法的拘束力を有する強制執行可能な代位者および保証人の債務を表章することを確保するために実施され、充足され、行われる必要のある一切の行為、条件および事項（必要な同意の取得を含む。）が実施され、充足され、行われており、完全に効力を有している。
- （ ） 代位が、振替法および振替機関業務規程等によって許容されており、発行会社または（場合により）代位者が、振替法および振替機関業務規程等に基づき要求されるすべての必要な手續を行っている。

- ( ) 代位者が、適切な必要となる改訂を経て、あたかも当初から当事者であったかのように、財務代理契約の当事者となっており、または財務代理人および（適用ある場合）保証人と財務代理契約を新たに締結している。
- ( ) 上記( )に記載の各法域で証券実務を行う主要な弁護士または法律事務所から、本「摘要 - 1. (2) 代位」の上記の条件の充足に関する本社債権者宛ての法律意見書が財務代理人に交付されている。
- ( ) 代位が、発行会社または発行会社の債務に格付を付与している国際的に認知されたいずれの格付機関による本社債の格付に対しても悪影響を与えない。
- ( ) 発行会社が、代位に関する上記の、またはその他本社債権者にとって重要であると合理的にみなされうる、一切の書類（案文であるか最終版であるかを問わない。）の写しが、財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供される旨を記載したかかる代位に関する事前通知を14日前までに財務代理人に対して行い、かつ、公告を本社債権者に対して行っている。

本「摘要 - 1. (2) 代位」に従い効力を生じた代位により、発行会社または以前に代位された一切の会社は義務を免れ、本社債権者は、本社債を保有することにより、これに対し明示的に同意する。また、本社債権者は、本社債を保有することにより、本「摘要 - 1. (2) 代位」に従い付与された本保証の利益を享受することに対し明示的に同意する。代位者がマレーシアまたはマレーシア内の法域以外の法域の法律に基づいて設立された法人である場合、上記「償還の方法」および下記「摘要 - 1. (4) 税制上の理由による追加の支払い」において「マレーシア」とは、爾後、かかる法域を指すものとみなす。

本保証が付与された場合、上記「摘要 - 1. (1) 債務不履行事由 - (a)および(b)」に記載の事由はかかる本保証が完全に効力を有していないこと（またはそのように保証人が主張すること）を含むものとみなされる。さらに、本保証は、(A)保証人に関して上記「摘要 - 1. (1) 債務不履行事由」と同じ条件の本社債に関する債務不履行事由（ただし、上記「摘要 - 1. (1) 債務不履行事由 - (a)」に記載の本社債の利息の支払いの懈怠とは、本保証に基づく支払いの懈怠をいうものとする。）、(B)上記「本社債の地位」の形式による本保証に関する規定、(C)上記「償還の方法 - (3)」の形式による保証人に関する規定、および(D)上記「財務上の特約 - (1)担保提供制限」の形式による本保証に関する担保設定制限を含むものとする。

上記( )に記載の法律意見書は、財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供される。

本「摘要 - 1. (2) 代位」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

### (3) 元利金の支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人により、振替法および振替機関業務規程等に基づいて、本社債権者に対し、当該本社債権者が機構加入者である場合には直接、その他の場合には口座管理機関を通じて行われる。上記にかかわらず、（当該支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行の営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本社債権者は翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受ける権利を有せず、またかかる支払いの遅延に伴う追加利息またはその他の追加支払いを受ける権利も有しない。

- (八) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を（振替機関連業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、（当該支払代理人の資格において行為する）財務代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨ならびに支払方法および支払期日の公告を行う。かかる受領の時点でかかる支払方法または支払期日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人はかかる受領ならびに決定された範囲内でかかる支払方法および支払期日の公告を行い、後日、その決定後速やかに、かかる支払方法および/または支払期日について、本社債権者に対して公告を行う。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

#### (4) 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社による本社債の元金または利息の支払いはすべて、関連法域主体によりまたは関連法域主体のために、現在または将来課せられまたは賦課されるいかなる性質の公租公課または政府賦課金（以下「租税」という。）のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされるものとする。ただし、法により、租税の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が行われた後に本社債権者が受領する純額を、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債について受領できたであろう元金および利息の各金額に等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、下記のいずれかに該当する場合、本社債について追加額は発行会社により支払われない。

- (a) 単なる本社債の保有以外で関連法域主体とならんかの関係を有することを理由として、本社債に関する租税の支払義務を負う本社債権者によりまたはかかる者のために保有された本社債についての追加額、または
- (b) （本社債の社債券（以下「本社債券」という。）が発行されている場合に限り）関連日（以下に定義される。）から30日を超えた後に支払いのために呈示された本社債についての追加額（ただし、本社債権者が、かかる30日の期間の末日（その日が営業日であるとした場合）に支払いのために本社債券を呈示すれば追加額を受領する権利があったであろう場合を除く。）。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019)>」において、

「関連日」とは、本社債の元金または利息の支払期日が最初に到来した日をいう。ただし、支払われるべき金員の全額がかかる支払期日以前に財務代理人によって適正に受領されなかった場合は、かかる金員の全額が受領され、その旨の公告が上記「公告の方法」に従って本社債権者に適正になされた日をいう。

「関連法域主体」とは、マレーシアもしくはその下部行政区画もしくはそれらもしくはそれらの域内の課税の権限を有する当局、または発行会社が行う本社債の元金および利息の支払いに関して発行会社が服することとなる課税の権限を有するその他の法域主体もしくはその下部行政区画もしくはそれらもしくはそれらの域内の当局をいう。

- (ロ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - <マラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019)>」において元金または利息には、本「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 1. (4)税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

#### (5) 本社債券の不発行

本社債券は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他の事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令および市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の当初発行に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## (6) 時効

本社債の支払請求権の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

## (7) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

## (8) 通貨の補償

本社債の元利金または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは補填されたいかなる金額も日本円建てで受領したまたは補填された金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対し、( )かかる判決もしくは命令（またはその一部）のために日本円のコストがかかる日本円以外の通貨で表示された金額に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と、( )かかる判決もしくは命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の認める範囲で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有するものとする。

## (9) 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲において、社債の要項の修正および変更は、不明確な条項の明確化、誤りのある条項に関する訂正もしくは補足、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に付与された権利もしくは権限の放棄を目的とする場合に限り、または、発行会社が必要かつ望ましいとみなし、かつ、本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないその他の方法においてのみ、本社債権者の同意なしに加えることができる。当該修正または変更は、その後実務上可能な限り速やかに、上記「公告の方法」に従い、発行会社の費用負担により、本社債権者に対し通知されるものとする。

## (10) 日本における課税

日本の居住者である個人及び内国法人が支払を受ける、本社債の利息、本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額（以下「発行差益」という。）及び本社債の譲渡による所得は、日本の租税に関する法令の定めるところにより一般的に日本国の課税対象となる。

日本の非居住者である個人及び外国法人が支払を受ける本社債の利息及び発行差益は、原則として日本の課税対象とはならない。他方で、日本国内に恒久的施設を有する、日本国の非居住者個人又は外国法人が支

払を受ける本社債の利息、発行差益及び本社債の譲渡による所得が、当該非居住者個人又は外国法人の有する日本国内の恒久的施設に帰属する場合には、かかる利息、発行差益及び当該譲渡により生ずる所得は日本の租税の課税対象となる。かかる非居住者個人及び外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、限定され又は免除されることがある。

#### (11) マレーシアにおける課税

本社債に関する発行会社による一切の支払は、マレーシアにより若しくはマレーシア域内で、又はマレーシアの若しくはその域内の課税当局により、現在又は将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる種類の税金、徴税金又は課徴金（その性質の如何を問わない。）を課されず、これらのため又はこれらを理由とする源泉徴収又は控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合はこの限りではない。この場合、発行会社は、社債権者による受領金額が、かかる源泉徴収又は控除がなければ本社債権者が受領しえたであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、本社債の発行書類において規定される支払いを行わない場合には、本社債に関しては支払われないものとする。

#### 源泉徴収税

1967年マレーシア所得税法（その後の改正を含む。）の第109条(1)に従い、支払人がマレーシアにおいて生じる利息を、マレーシアの居住者であることを支払人が不知であるその他の者へ支払う義務がある場合（マレーシアにおいてその他の者により行われる事業に起因する利息の場合を除く。）、支払人は、かかる利息（承認された貸付に対する利息又は同1967年所得税法の第1部別表第6第33項、第33A項、第33B項、第35項若しくは第35A項に定める種類の利息を除く。）の支払又は入金を行う際に、かかる利息に適用ある税率での税金を控除しなければならない。したがって、非居住者に支払われる本社債から生じる利息には15%の源泉徴収税率が課される。ただし、本社債は、マレーシアにおいて銀行業に従事し、かつ2013年金融サービス法に基づき認可を受けた発行会社により発行されるため、マレーシアの非居住者に対して本社債に基づき支払われる利息は、1967年所得税法の第1部別表第6第33項に基づき非課税である。

## キャピタル・ゲイン課税

課税対象資産の購入日から指定期間内の不動産又は不動産会社株式（以下「課税対象資産」という。）の売却により課される不動産売却益税に関連する場合を除き、マレーシアにおいて、キャピタル・ゲインに対する課税はない。本社債は不動産売却益税上の課税対象資産とはみなされないため、マレーシアにおいて、本社債の売却から生じるキャピタル・ゲインに対する課税はない。

## 贈与税又は相続税

マレーシアには贈与税も相続税もない。

## 印紙税

2000年印紙税（免除）命令（第23号）（2005年印紙税（免除）（改正）命令（第3号）による改正を含む。）では、1993年マレーシア証券委員会法の第32条（現在の2007年資本市場及びサービス法の第212条）に基づきマレーシア証券委員会により承認されたディベンチャー（社債）の発行、募集若しくは購入、又は募集若しくは購入の勧誘、及び当該ディベンチャーの譲渡に関連するあらゆる証書は、印紙税を免除される旨が規定されている。かかる免除は本社債を対象とする。

### 信用格付

#### （1）登録された信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からAの格付を2019年5月15日に取得した。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、格付対象の発行体およびJCRが正確で信頼すべきであると確信する情報源からJCRが入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

#### （2）無登録信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）からA3の格付を2019年5月15日に取得した。

ムーディーズは、信用格付業を行っているが、本書提出日現在、金融商品取引法第66条の27に基づく登録がなされていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）である。無登録格付業者は、金融庁の

監督および金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズは、そのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、ムーディーズは、上記登録を受けた信用格付業者の特定関係法人（内閣府令第116条の3第2項において定義される。）である。ムーディーズの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、公表されている。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
548億円	1億2,010万円	546億7,990万円

(注)上記の各金額はマラヤン・バンキング・ベルハッド第3回円貨社債(2019)、マラヤン・バンキング・ベルハッド第4回円貨社債(2019)及びマラヤン・バンキング・ベルハッド第5回円貨社債(2019)に関する金額の合計額である。

### (2) 【手取金の使途】

本社債の発行による手取金は、発行会社により、その運転資金、一般銀行業務及びその他の事業目的のために使用される。本社債の発行による手取金は、上記の目的のため、本社債の発行日から12か月以内に使用される予定である。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第4 【その他の記載事項】

本社債の発行に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社の名称及びロゴ、本社債の名称並びに共同主幹事会社の名称を記載する。

下記の文言が本社債の発行に関する発行登録追補目論見書の表紙裏に記載される。

「本社債については、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元利金の支払いを受け取り、本社債に基づく自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の保有者(以下「本社債権者」といいます。)が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間でいかなる代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。以下「証券法」といいます。)またはアメリカ合衆国におけるいかなる州もしくはその他の法域の証券法に基づいても登録されておらず、かつ今後も登録されず、アメリカ合衆国においてまたは米国人に対して、その計算でもしくはその利益のために、( )その分売の一環として行う場合はいかなるときも、また( )それ以外の場合は、本社債の公衆に対する募集開始または払込期日のいずれか遅い方から40日後までの間、証券法に基づくレギュレーションSの規則903に従う以外に募集及び販売をしてはなりません。上記で使用した用語は、証券法に基づくレギュレーションSに定める意味を有します。」

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

（ 事業年度 自 2018年1月1日 2019年5月10日  
（2018年度） 至 2018年12月31日 ） 関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

#### 3 【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2019年5月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2019年5月10日に関東財務局長に提出。

#### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

#### 7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2019年5月10日に関東財務局長に提出。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

## 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。

